

松 山 大 学 論 集  
第 21 卷 第 6 号 抜 刷  
2 0 1 0 年 3 月 発 行

課税ベースの拡大の企業会計への影響  
—— 退職給与引当金の取扱いを中心にして ——

原 田 満 範

# 課税ベースの拡大の企業会計への影響

—— 退職給与引当金の取扱いを中心にして ——

原 田 満 範

## 1. は じ め に

法人税法における課税ベースである各事業年度の課税所得は、企業会計によって計算される企業利益を基礎として算定される。しかし、課税所得と企業利益とは、その計算目的が異なるので、両者が完全に一致することはなく、また完全に一致する必要もない。両者に差異があれば、企業利益から課税所得を導出するにあたって、それは調整すればよい。とはいっても、両者の不一致は少ない方がよいことはいうまでもない。そこで、昭和42年、法人税法において、収益の額及び原価や費用・損失の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されるべきことが明記されることになった（法人税法第22条4項）<sup>1)</sup>。

ところで、法人税法は、一定の内部意思決定を必要とする費用については確定した決算において損金経理することを要求し、また役員退職給与等の特定の外部取引については損金経理または所定の経理を要求している（法人税法第2条25号等）。この損金経理要件があるために、企業会計における処理が法人税法の影響を受け、企業会計本来の処理を行うことの障害になることも少なくない<sup>2)</sup>。また、法人税法において損金に算入できないものであれば、企業会計においては費用に計上すべきものであっても、それを費用として経理しないといったことの遠因になっていることも否定できない。とくに、こうした傾向は、税法への依存が強い中小企業に多くみられる。

ところで、近年、企業会計と税務会計との乖離は広がりつつある。その背景には、企業会計において新会計基準が続々登場し、しかもその多くは時価—実現可能を基軸とした将来指向会計であるのに対して、法人税法が債務確定基準の適用を強めていることがある。

そこで、本稿は、法人税法における主に退職給与引当金の取扱いの変遷をたどり、企業会計と税務会計との差異が広がりつつあることのインプリケーションを明らかにしようとするものである。

## 2. 課税ベースの拡大と税収の中立性

平成8年度の政府税制調査会・法人課税小委員会報告（以下、「課税小委員会報告」という。）は「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本方針を表明し、その方針のもとで法人税法改革に着手した。この法人税率引き下げの背景には、わが国の法人課税の税率（調整後の表面税率）が他国と比べて相対的に高く、そのことが多くの企業に重税感を与え、産業の空洞化を招くばかりでなく、外国からの投資の障害になっているという認識があった。

経済のグローバル化が進行する中であって、企業が投資先を選択するにあたっては、各国の実質的な税負担水準を比較することは容易でないことから、表面税率の比較によって判断することが多いといわれる。もしもわが国の法人税の表面税率が諸外国のそれよりも高ければ、海外からのわが国への投資意欲が減退するばかりでなく、わが国企業は海外子会社の利益を配当という形で還流させることなく、外国での再投資を加速し、わが国経済の空洞化を招くことになる。そこで、こうした国際的な経済競争問題を解消するためには、法人税の表面税率を引き下げることが必要であると判断されたのである。

ところで、企業にとっての税負担、見方を変えれば、政府にとっての税収は、基本的には、課税ベースに税率を乗じて求められる。したがって、税率を引き下げても、課税ベースを拡大すれば、税率引き下げによるマイナスは課税ベース拡大によるプラスによって吸収され、従前の税収を確保することができ

る。これが税収の中立性である。そこで、課税小委員会は、課税ベースの適正化を謳い文句にしながらも、財政難の折、税率を引き下げの一方では、課税ベースを拡大することによって、税収を確保する「税収の中立性」を税制改正の骨格としたのである。

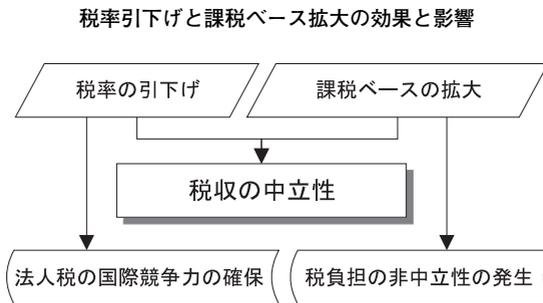
しかし、「税収の中立性」は、直ちに個々の法人間および産業間での「税負担の中立性」につながるものではない。確かに、税率引き下げの効果はすべての法人に等しく及ぶが、個々の法人や産業間において、課税所得計算の構成要素である益金および損金の構成にバラツキがあり、課税ベース拡大の影響は法人や産業によって異なることになる。課税小委員会も、狭い課税ベースの下で相対的に高い税率で課税すれば、広い課税ベースの下で低い税率で課税する場合に比べて、一般的には、所得をより多く生み出す生産性が高い高収益企業に税負担が集中することになると述べて<sup>3)</sup>、課税ベースの広狭が企業間の税負担に与える影響にはバラツキがあることを認めている。

バブル経済が崩壊し、新たな高収益企業の育成が喫緊の課題となっていた当時のわが国においては、ベンチャービジネスをはじめとして「所得をより多く生み出す、生産性の高い企業」を育成することが急務であり、そうした企業に対する税負担を軽減し、税制面から支援することが求められていたのは確かである。しかし、法人企業全体の税負担が中立であり、ゼロサムであるとすれば、「所得をより多く生み出す、生産性の高い企業」の税負担が軽減されるとすれば、その負担軽減分はその他の「所得をあまり生み出さない、生産性の低い企業」が負担することになる。

周知のように、わが国では、ほぼ70%近くの法人が赤字に陥っており<sup>4)</sup>、こうした状況のもとで課税ベースの拡大が行われれば、黒字法人の黒字幅が拡大するだけでなく、赤字法人が黒字法人に転換し、法人税等の負担が新たに生じるケースも出てくることになる。また、中小企業の多くが赤字法人であることを考えれば、課税ベース拡大は、わが国経済の裾野を支え、収益力の悪化に悩む中小企業に新たな税負担をもたらす可能性があることに留意しなければなら

ない。もちろん、課税ベース拡大による税の負担増は、中小企業にかぎらず大企業に及ぶことはいうまでもないが、収益力の低い中小企業に対して相対的に重い税負担がかかってくる可能性は否定しえない。ここに、税負担の非中立性が生じる。わが国の経済が多くの中小企業によって支えられていることを考えれば、課税ベース拡大の影響が、どちらかといえば生産性の低い中小企業に及ぶことを避ける必要があるように思われる。

こうした法人税率の引き下げと課税ベースの拡大という課税小委員会の提示したスキームがもつ光と陰の側面を示したのが次図である。



### 3. 法人税率の国際比較とわが国の推移

法人税率の引下げと課税ベース拡大は、1980年代半ば頃から見られる世界的な税制改革の潮流であり、アメリカをはじめ、イギリスおよびドイツ等の多くの先進諸国において行われている。たとえば、アメリカでは、1986年に「レーガン税制改革」として行われ、特別措置等の廃止によって課税ベースを拡大するとともに、法人税率を46%から34%に引き下げている。同じように、イギリスやドイツにおいても、10%を超える法人税率の大幅な引下げが行われ、その経済効果も大きかったといわれている<sup>5)</sup>

これに対し、わが国における課税ベース拡大にともなう法人税率の引き下げは、平成10年度及び11年度の二段階で行われた。平成10年度の税制改正に

における法人税率の引下げは、課税ベースの拡大にともなうて行われたものであり、その引き下げは3%にすぎず、きわめて小幅であった。その結果、その経済に及ぼす効果は限定的であり、税制面から企業の国際競争力増強を支援するのに十分とはいえなかった。

そこで、翌年（平成11年）度の税制改正において、税の国際競争力を本格的に確保するために、第二次の法人税率の引き下げが行われることになった。この第二次の引き下げは、基本税率4.5%、中小企業の軽減税率3%の引き下げが行われ、その結果、次表に示すように、第一次および第二次を合わせた引き下げは、基本税率7.5%、中小企業の軽減税率6%の引き下げが行われた。

税制改革と法人税率の引下げ

税 率 区 分	改正前	10年改正	11年改正
基 本 税 率（留保分）	37.5%	34.5%	30.0%
中小企業の軽減税率（留保分）	28.0%	25.0%	22.0%

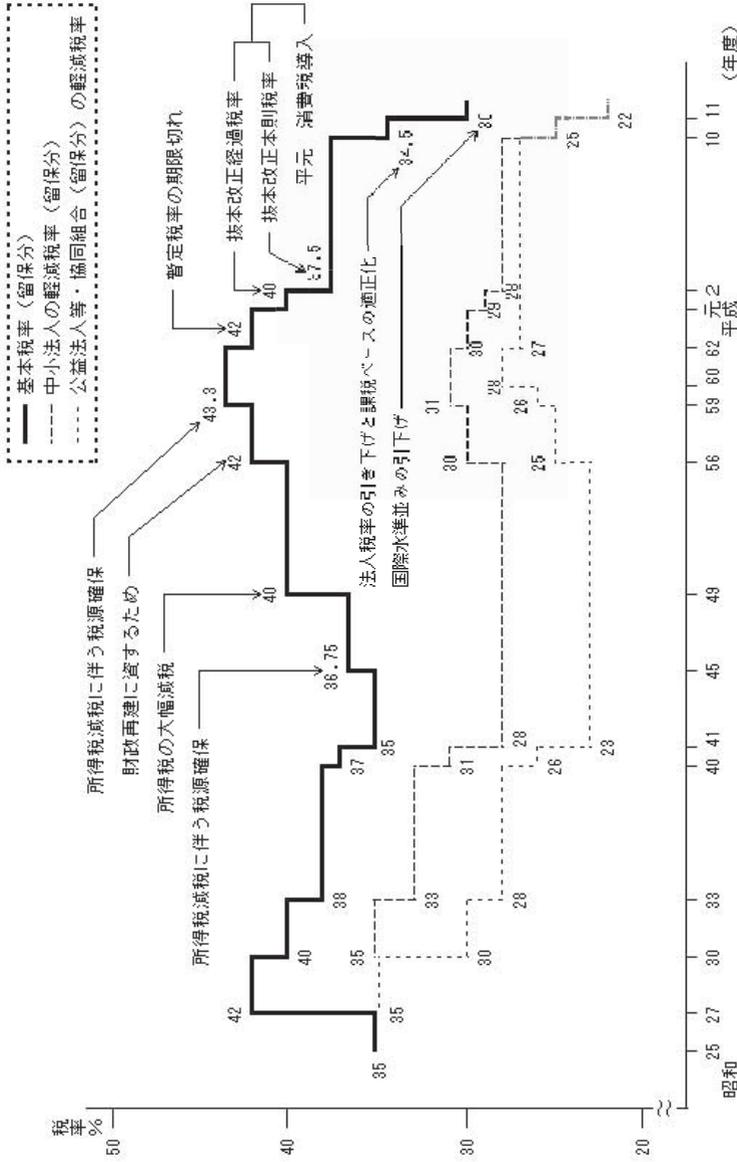
ところで、各国の法人税率（国税）は次表のようになっており、わが国の現行法人税率の水準は、アメリカおよびフランスより低く、ドイツ、イギリス、中国および韓国より高く、ほぼ中位の水準にある。

法人税（国税）の税率比較

	日 本	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス	中 国	韓 国
税 率	30.0%	35.0%	33.3%	29.0%	28.0%	25.0%	22.0%

次ページのグラフは、わが国における戦後の法人税率の推移を示したものであり、その時々々の財政政策や財政事情によって、大きく変化していることがわかる。また、法人税、所得税および消費税等は独立した税目ではあるが、税收確保という面では補完的な関係にあり、所得税や消費税等の他の税制の動向からも強い影響を受けていることが窺われる。たとえば、昭和45年、昭和49年、昭和59年の所得税の減税が行われた年度には、その税源を確保するために、法人税率の引き上げが行われたのである。他方、平成元年、消費税が導入

戦後の法人税率の推移



(資料出所) 財務省ホームページ 2009年7月10日  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzesi/siryoutou/houzin/hou03.htm>  
 上記ホームページに一部加筆したものである。

されたこととともない、所得税率とともに法人税率の引き下げが行われた。そして、課税ベース拡大にともなって、平成10年度及び11年度の二次にわたる法人税率の大幅な引き下げが行われた。

#### 4. 課税ベースの見直しの視点

わが国の法人税法によれば、法人の課税ベースである課税所得は益金から損金を控除した差額として計算される（法22条）。この課税所得計算の構成要素である益金と損金は前述したように、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」によって認識・測定された収益および費用・損失に基づいて計算される。したがって、公正・中立で透明性の高い税制を構築するためには、基本的には、収益および費用・損失の認識・測定はどうあるべきかという会計の視点からの検討が必要であり、また重要である。

そこで、課税小委員会は、企業業績を、その実態に即して、的確に把握し課税することが重要であるとの基本的な考え方から、次の7つの視点から課税ベースの見直しを行った。

##### (1) 費用又は収益の計上時期の適正化

税制の立場から、各年の企業業績を的確に把握、確定するため、費用又は収益の計上時期の適正化が必要である。

##### (2) 保守的な会計処理の抑制

商法・企業会計原則においては、いわゆる保守主義の観点から、企業の健全性に配慮した会計処理方法を規定している。これは、費用や損失の計上を収益の計上よりも優先させるものとなっており、法人税法においては、課税所得計算の適正化を確保する観点から、過度に保守的な会計処理を抑制する必要がある。

##### (3) 会計処理の選択制の抑制・統一化

会計処理方法の選択制は、商法・企業会計原則の面からは合理性があるとしても、課税所得計算に差異をもたらす、同様な条件の下にある企業間

に税負担の格差をもたらすことになる。課税所得計算の裁量性を抑制し、制度の透明性の向上と企業間の税負担の格差の是正を図る観点から、法人税法においては、会計処理の選択制の抑制・統一化が必要である。

(4) 債務確定主義の徹底

費用の計上時期の適正化を図る場合においても、課税の公正・明確化の観点から、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積り計上は、法人税法においては、これを極力抑制する必要がある。

(5) 経費概念の厳格化

法人が支出する「経費」の中には、事業遂行上通常必要とされないものも含まれているおそれがあるので、法人税法においては、経費概念を従来以上に厳格に捉える必要がある。

(6) 租税特別措置等の一層の整理合理化等

産業間・企業間の中立性の確保の観点から、租税特別措置等の一層の整理合理化が必要である。また、利用者が特定の者に偏在している措置については、これを極力抑制し、真に必要な性があるものに限る必要がある。

(7) 国際課税の整備

経済の国際化が進展する中で、租税回避を防止する等の観点から、移転価格税制、タックス・ヘイブン税制、外国税額控除制度の適正化等、国際課税のより一層の整備を図る必要がある。

上記のうち、(1)の費用または収益計上の適正化から(5)の経費概念の厳格化までの5項目は、どちらかといえば、「公正妥当な会計処理」を改めて促進することにより、課税ベースである課税所得の計算を適正化しようとしているものである。これに対して、(6)の租税特別措置の整理合理化および(7)の国際課税の整備は、特定業界の優遇や国際的な取引を通じた租税回避を抑制し、課税の公平性を担保しようとする意図をうかがうことができるが、その背後には、課税ベース拡大によって税収を確保しようとする強い意図もうかがうことができる。

いずれにしろ、会計処理が変更されれば、課税ベースである課税所得の計算

は影響を受けることになるが、その影響は(ア)恒久的なもの(イ)一時的なものに類型化することができる。前者は益金に算入される収益または損金に算入される費用・損失そのものの範囲を縮小または拡大するものであり、その差異は永久に解消されることはない。これに対して、後者は収益または費用・損失を益金または損金に算入する時期を前転または後転させるものであり、その差異は一時的なものであり、いずれは解消される性格のものである。言い換えれば、前者が課税所得概念そのものの変更をもたらすものであるのに対して、後者は課税所得の帰属年度を変更するにすぎない。確かに、益金または損金の概念そのものに踏み込んだ税制改正を行うためには、課税所得概念そのものまで踏み込む必要がある。しかし、課税小委員会の税制改正の目的が、国際水準なみの法人税率のもとで、既存の税収を確保する「税収の中立性」を意図していたことを考えれば、こうした措置はやむをえないものであったものと思われる。

ただ、前述したように、収益（益金）および費用・損失（損金）の取扱い変更の影響はすべての企業にとって必ずしも中立的ではないので、この税制改正によって相対的に有利となった企業と不利になった企業とがあることにも留意しなければならない。

## 5. 課税ベース検討の細目

税制調査会・課税制度検討小委員会が検討した主要項目は、収益の計上基準、費用の計上基準、資産の評価、減価償却、繰延資産、引当金、法人の経費、租税特別措置、金融派生商品、欠損金の繰越し・繰戻し、法人間配当、企業分割・合併等、同族会社に対する留保金課税、公益法人等の課税対象所得の範囲、保険・共済事業の課税所得計算、国際課税、事業の外形標準など、広範かつ多岐にわたっている。

これらの項目のうち、課税ベースの計算に直接影響を及ぼすものについて、課税小委員会が示していた考え方と当該各項目のその後の取扱い（平成21年3月31日現在）をまとめたものが次表である。

## 課税小委員会における検討項目と取扱い

個別検討項目	検討結果の要旨	その後の取扱い
1. 収益の計上基準		
(1) 工事収益	工事進行基準を原則的な収益の計上基準とする。	長期大規模工事については、工事進行基準により計上する。長期大規模工事以外の工事については工事進行基準と工事完成基準との適用選択が認められる。
(2) 割賦販売収益	金利相当部分を除き、引渡し時に収益を計上する。	長期割賦販売等については延払基準が認められる。
2. 費用の計上基準		
(1) 短期前払費用	1年以内に役務が提供される地代家賃、リース料等について、なんらかの支払時損金算入を制限する必要がある。	収益と対応させる必要があるものを除き、その支払った金額を継続して、その事業年度の損金の額に算入しているときは、支払時に損金算入が認められる。
(2) 支払利息	資産取得に要した支払利子の取得原価に算入する。	棚卸資産、固定資産取得のための借入金利子は、取得価額に算入しないことができる。
3. 資産の評価		
(1) 棚卸資産の評価	後入先出法を廃止する。 切り放し低価法を廃止する。 洗替え低価法は容認する。	後入先出法は廃止された。 棚卸資産は洗替え低価法により評価することを原則とするが、一定の要件を満たす場合は切り放し方式が認められる。
(2) 有価証券の評価	低価法を廃止する。ただし、洗替え低価法は容認する。	低価法は廃止された。 売買目的有価証券は洗替法による時価法により評価する。 売買目的以外の有価証券は原価法で評価する。
4. 減価償却		
(1) 償却方法	建物・構築物の償却は定額法に限定する。 機械及び装置、器具及び備品等については、定率法も認める。 営業権については、均等償却に改める。	建物については定額法により償却する。なお、建物の耐用年数は10%～20%短縮された。 建物以外の固定資産については定額法と定率法との選択が認められる。なお、定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とする250%償却法が導入された。 鉱業用減価償却資産については、定額法、定率法、および生産高比例法の選択が認められる。

		無形減価償却資産については定額法により償却する。 鉱業権については定額法および生産高比例法の選択が認められる。 リース資産はリース期間定額法により償却する。
(2) 耐用年数	あまり長期に過ぎるものについては、短縮する。	耐用年数の見直しが行われ、大方の資産の耐用年数は短縮されたが、一部の資産の耐用年数は延びている。
(3) 償却限度額	耐用年数との関連もあり、慎重に対応する。	償却可能限度額及び残存価額が廃止され、帳簿価額が「1円」になるまで償却可能となった。
(3) 少額減価償却資産	総額制限を設ける等何らかの見直しを行う。	使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産（少額減価償却資産）については、事業の用に供した事業年度で全額損金に算入することができる。また、取得価額が20万円未満の資産（一括償却資産）は、3年間で損金算入することができる。 取得価額が30万円未満の租税特別措置法上の少額減価償却資産（青色申告法人である中小企業者のみ）は事業の用に供した事業年度で全額損金に算入することができる。ただし、当期に事業の用に供した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円に達するまで。
(4) リース資産	ファイナンスリース取引の実態を踏まえ、所要の見直しを行う。	ファイナンスリース取引について、所有権の移転の有無にかかわらず売買処理方式による。
5. 繰延資産	任意償却とされている社債発行差金については、社債の償還期間にわたって均等に償却する。	社債発行差金を除く会計上の繰延資産は任意に償却することができる。 税法独自の繰延資産及び社債発行差金は均等償却による。
6. 引当金		
(1) 基本的考え方	公平性、明確性という課税上の要請からは、不確実な費用・損失の見積計上は極力抑制する必要がある。	
(2) 貸倒引当金	法定率によって繰入限度額を計算することができ、適正な費用・損失の見積を超えた引当金となっているおそれがある。	法定率制度を平成10年度から平成14年度までの間に段階的に廃止し、実績率により計上する。（ただし、中小法人等については法定

	法定率制度を廃止し、実績率のみを適用する。	率制度を存置し、実績率との選択適用が認められる。) また、債権償却特別勘定は貸倒引当金制度に包含されることになった。
(3) 賞与引当金	給与の支給形態に対し、結果として何らかの影響を及ぼしているおそれがある。これらの引当金は、産業間・企業間の実質的な税負担の格差を生み出し、非中立的な影響を及ぼしているおそれがある。社会的な意義、影響等を視野に入れて、見直しを行う。賞与は実際の支払日の属する事業年度の損金とする。	賞与引当金は廃止され、支給日の属する事業年度の損金とされる。ただし、改正前の損金算入限度額については、平成10年度から平成14年度までの5カ年間で漸減し、廃止された。
(4) 退職給与引当金	給与の支給形態に対し、結果として何らかの影響を及ぼしているおそれがある。これらの引当金は、産業間・企業間の実質的な税負担の格差を生み出し、非中立的な影響を及ぼしているおそれがある。社会的な意義、影響等を視野に入れて、見直しを行う。退職が間近に迫っている年齢層の従業員に対する退職金に焦点を当て、それを引当金の累積限度額に反映させ、現行水準を引き下げる。	平成10年度改正により、累積限度額の要支給額に対する割合が段階的に引き下げられてきたが、14年度改正により退職給与引当金そのものが廃止された。
(5) 製品保証引当金	公平性、重要性等の点で問題があり、廃止する。	廃止された。ただし、改正前の損金算入限度額については、平成10年度から平成14年度までの5カ年間で漸減し、廃止された。
(6) 返品調整引当金	重要性の観点から見直しを行う。	従来どおり、計上が認められている。
(7) 特別修繕引当金	特別に取り扱うことの妥当性といった諸点について、見直しを行う。	特別修繕引当金は廃止されたが、特別修繕準備金として租税特別措置法に盛り込まれた。
(8) 準備金	特定の産業を振興するためのものとなっている準備金や期間損益の調整に過ぎないものとなっている準備金は廃止する。	<p>廃止された準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム等準備金</li> <li>・特定都市鉄道整備準備金</li> <li>・自由貿易地域投資損失準備金</li> </ul> <p>継続されている準備金の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外投資等損失準備金</li> <li>・金属鉱業等鉱害防止準備金</li> <li>・特定災害防止準備金</li> <li>・新幹線鉄道大規模改修準備金</li> <li>・原子力発電施設解体準備金</li> <li>・保険会社等の異常危険準備金</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別修繕準備金</li> <li>・社会・地域貢献準備金</li> <li>・その他</li> </ul>
--	--	---

上記の項目の検討は、課税ベースの適正化を目指して行われたものであるが、費用化の範囲を狭め、しかも損金計上の後転、言い換えれば所得の期間的前転を伴うものが多く含まれているといわれている<sup>7)</sup>。まさに、その実態は課税ベースの拡大である<sup>8)</sup>。その象徴的なものの一つが引当金の取扱いである。課税小委員会の報告が公表された平成8年当時、法人税法では、貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金、返品調整引当金及び特別修繕引当金の6つの引当金が認められていたが、公平性、明確性という課税上の要請から、不確実な費用・損失の見積計上は極力抑制するという基本的な考え方が貫かれ、平成20年度の法人税法で認められている引当金は、貸倒引当金と返品調整引当金にすぎず、発生主義会計の代表的な存在である引当金は壊滅に近い状態にあるといっても過言ではない。ここにも企業会計と税務会計との距離がますます広がりつつある現実を知ることができる。

## 6. 引当金に対する基本的考え方

課税小委員会は、課税の公平・明確化の観点から、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積計上は極力抑制し、債務確定主義を徹底する必要があると考え、引当金の縮小・廃止を指向した。この点について課税小委員会は次のように述べている。

近年の国際的な会計基準の動向をみると、費用収益対応の考え方に立つて企業の財政状態や経営成績を測定・開示する方法から決算期末の資産・負債の金額を確定することによってこれらを測定・開示する方法に比重が移ってきている。今後、我が国企業会計においても、こうした会計処理方法が採り入れられていく可能性がある。この方法によれば、従来以上に資

産・負債を確定するために見積りの要素が増え、また、長期の潜在的な債務についてもできる限り財務諸表に計上することが求められることになると考えられる。しかし、こうした情報開示のための企業会計上の要請と、公平性、明確性という課税上の要請には違いがあるので、税制が企業会計上の処理に合わせることには限界があると考えられる（委員会報告6.(1)）。

費用収益アプローチから資産負債アプローチへのシフトが国際的な会計基準の動向であり、それは会計基準のコンバージェンスが進行する中では、わが国の会計基準に取り入れられることになれば、資産および負債を公正な価値（時価）で評価するケースも多くなり、その結果、会計計算に見積り要素が多く介在することになる。しかし、税法の立場では、所得計算に見積りの要素が介在することは、課税の公平性、明確性の観点から望ましいことではなく、企業会計の基準に合わせた処理を行うことに限界があると考えられた。まさに、企業会計のベクトルと税務会計のベクトルとは正反対に向かっているといえよう。

いずれにしろ、税務会計は債務確定主義をより徹底した結果、現在では、損金に算入できる引当金は貸倒引当金と返品調整引当金の2つに限定され、従来損金算入が認められていた賞与引当金、退職給与引当金、製品保証等引当金及び特別修繕引当金<sup>9)</sup>の5つの引当金は廃止されることになった。

廃止された引当金のうちで、課税所得計算に大きな影響を与えたものの一つが退職給与引当金であり、それは、また、新会計基準において大きな思考の転換を求められたものでもある。そこで、退職給与引当金の法人税法における取扱いの軌跡をたどることは税務会計のあり方の解明に有益であると思われる。

## 7. 退職給与引当金の取扱い

退職金を支給するかどうかについては法的な義務はなく、専ら労使の合意に委ねられているが、就業規則や労働協約によってあらかじめ支給条件が定められていれば、「賃金」（労働基準法第11条）に該当するものと解されている。

このように考えると、退職金は賃金の後払いの性格をもっており、その支払い時点で支給額を費用に計上することは現金主義会計であり適切ではない。退職給付の支給原因は各年度の従業員の勤労に存するから、将来の支給額を当該従業員の在職中の各期間に割り当てて費用に計上するとともに、これに見合う金額を退職給与引当金として負債に計上するのが、発生主義会計における適切な処理である<sup>10)</sup>。

企業会計においては、こうした発生主義による退職給与引当金の取扱いは定着しているが、税務会計においては、次に述べるように、その時どきの状況によって、その取扱いは変遷している<sup>11)</sup>。

#### (1) 昭和 22 年：支給額の損金算入

戦後の民主化政策により、昭和 22 年、退職金制度を就業規則による制度として認知され（労働基準法第 89 条 3 項）、従業員は退職給与金を受け取る権利を持ち、企業はそれを支払う義務があるものとしてとらえられている<sup>12)</sup>。そこで、法人税法（昭和 22 年法律第 28 号）も退職給与金の損金算入を認めることになった。その当時の退職給与金の取扱いは次のようであった。

法人が役員または使用人に対して支給した退職給与金は、それが費用として処理されようと、あるいは利益処分として処理されようと、支給した退職給与金は損金に算入することができた（基本通達 272）。まさに、退職給与金の損金算入の要件は、当該役員または使用人が現実に退職し、退職給与金を実際に支給することであり、それを法人が損金経理していようとしないとかかわらず、損金に算入することができた。したがって、法人が在職している役員または使用人に対して設定した退職給与金引当金は損金に算入することはなかった（基本通達 273）。なお、こうした取扱いは当時の判例においても支持されている<sup>13)</sup>。

このように、法人税法制定当初においては、役員または使用人が現実に退職し（退職事実の確定性）、退職給与の金額が確定していれば（金額の確定性）、損金として処理した場合だけでなく、利益処分として処理していても、退職給与

金が支給されてさえいれば、損金経理の要件はなく、法人税の申告においては、その支給した退職給与金は損金に算入することができた。まさに実際に退職給与金を支給している事実が退職給与金の損金算入の要件であり、その要件が満たされないかぎり、損金に算入することはできなかった。したがって、たとえば就業規則において退職に関する事項の定めがあり、それに基づいて退職給与引当金を設定したとしても、それは退職という事実を伴うものでもなく、退職給与金が実際に支払われておれず、引当額も見積もりにすぎず、確定していないので、退職給与金引当金を損金に算入することは認められなかったのである。

## (2) 昭和27年：退職給与引当金の損金算入

昭和27年、法人税法が改正され、法人税率が35%から42%へと大幅に引き上げられたことにともない、この法人税率引き上げによる税負担の増加を緩和し、法人の資本蓄積に資するために、退職給与引当金を損金に算入することが法人税法において認められたといわれている<sup>14)</sup>

この改正によって、青色申告書を提出する法人で、退職給与規定を定めており、その規定にしたがって従業員の退職金費用に充てるために、損金経理している退職給与引当金繰入額については、次の(イ)または(ロ)のいずれか低い金額まで、法人の所得の計算上、損金に算入することができた。ただし、労働協約によらない退職給与規定の場合には、(イ)の金額は(ロ)の金額が限度となっていた。

- (イ) 当期末退職給与要支給額から、前期末退職給与要支給額を控除した金額
- (ロ) 各期末において、特定預金等<sup>15)</sup>の4倍相当額から、当期末における前期から繰り越された退職給与引当金勘定の金額を控除した金額
- (ハ) 当期末在籍従業員の給与総額の4%

この昭和27年の税法改正は、退職という事実がなく、また退職給与金の金額が未確定であっても、期末要支給額の100%を退職給与引当金として損金に算入することを認めるものであり、発生主義会計が法人税法において容認された画期的なものと考えられる。ただ、退職給与引当金の4分の1は特

定預金等による資金的な裏付けがあることが要件となっており、これらの特定預金等は特別の勘定科目を設ける必要はないが、退職給与金の支給に充てるために特別に所有していることが確認できるように補助簿等で明確にされる必要があった。また、当時の退職給与引当金の計算は、全従業員の要支給額の100%を個別に計算し、それを各人別の退職給与引当金として管理されていた。したがって、従業員が退職した場合には、当該従業員に対して積み立てられている退職給与引当金を取り崩されることになっていた。この意味では、退職給与引当金は個々の従業員に対する個別債務概念として捉えられていたものと考えることができる。

### (3) 昭和31年：累積限度額の縮減（その1）

昭和31年の税制改正において、所得税の減税が行われ、それを補填するために、退職給与引当金の改正が行われた。前述したように、それまでは、退職給与引当金の累積限度額は期末要支給額の100%であったが、この改正によって、その繰入限度額は期末要支給額の50%に半減された。その論拠として援用されたのが将来キャッシュフローの現在割引価値思考であった。そこでは、従業員の平均在職余命年数8年とし、要支給額を8%で割り引くと、退職給与引当金の現在価値は要支給額の50%相当になるというものである<sup>16)</sup>

この改正案に対しては、当然のことであるが、納税企業のサイドから、次のような多くの批判と反対意見が示された<sup>17)</sup>

1. 退職給与引当金は将来確実に発生する債務であり、それが確定債務である以上、退職金の要支給額の2分の1とすることは負債性引当金の著しい過少表示をまねくものであり、こうした改正は従来税務当局が企業利潤の確定についても指導方針として堅持してきた発生主義の原則を自ら放棄するものである。
2. 企業の租税負担を著しく増加せしめるものであり、退職給与引当金制度のみを改正して法人税を増徴しようとすることは政府の国民に対する信義と誠実を裏切るものである。

3. 退職給与引当累積限度額を2分の1にすることは企業資本の蓄積と経営財務の健全化を助長しようとする政府の諸施策に逆行するものである。
4. 現在（昭和31年）、退職給与引当金の4分の1相当額を特定預金として積み立てることとされているが、もしも繰入累積限度額を現在の2分の1相当額とし、特定預金の率はそのまま維持された場合において、既に累積限度額を超過した企業においては、繰入限度額の計算、積立金の取崩方法等が非常に複雑となり、かつまた特定預金に含まれる生命保険契約の今後の取扱いあるいは退職給与金制度自体に対する影響も大きく、合理的な企業経営を阻害する懸念が大である。
5. 企業経営協会の主要な会員企業102社のうちの68%の企業が、現在既に改正案の引当累積限度額以上の引当金を計上済みであるから、改正案が実施された場合には、68%の会社は、将来当分の間は全然引当金の損金算入が認められなくなり、従来に比して著しい法人税負担の増加を余儀なくされる。

こうした産業界からの強い反対意見があったが、法人税法は退職給与引当金の累積限度額を期末要支給額の50%に縮減することで改正された。なお、それまで法人に求められていた特定預金等による繰入限度額の制限は廃止された。この廃止によって、退職給与引当金を設定することによって留保された資金はすべて再投資することが可能になり、企業は、その分だけフリーキャッシュフローを増加させることができるようになったのも事実である。

#### (4) 昭和55年：累積限度額の縮減（その2）

昭和55年の税制改正の要綱（昭和55年1月11日閣議決定）は財政再建元年と位置づけられ、給与所得控除の見直し及び退職給与引当金の累積限度額の適正化、利子・配当所得等について総合課税への移行、企業関係租税特別措置等の大幅な整理合理化、電源開発促進税の税率の引上げ等、多くの税収増を盛り込んだ内容であった。そうしたなかで、定年延長等により従業員の平均在籍余命年数が従来の8年から12年程度に延び、退職給与金の割引期間が長く

なったことにかんがみ、退職給与引当金の累積限度額は、従来の期末要支給額の50%から40%に引き下げられた。

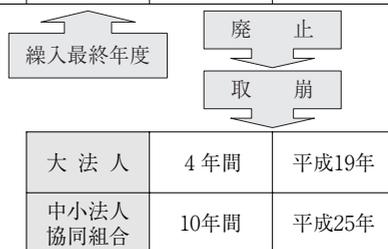
以上のように、退職給与引当金の累積限度額は、期末要支給額の100%から出発し、50%へと縮減され、さらに40%へと縮減されたが、その妥当性はともかくとして、退職給与引当金縮減の論拠として現在割引価値の思考が援用されていたのである。

#### (5) 平成10年：引当金の段階的廃止

その後、退職給与引当金の縮減は続く。平成10年4月1日事後開始する事業年度から累積限度額割合は40%から段階的に引き下げられ、平成16年3月31日開始事業年度までに20%まで縮減しなくななくなった。なお、退職給与引当金の繰入は平成14年4月1日開始事業年度の27%の繰入が最後となり、それ以後開始する事業年度からは、退職給与引当金は大企業では4年間、中小法人及び協同組合等にあつては10年間で取り崩し、廃止されることになったのである。その結果、税務上の退職給与引当金は、大企業においては平成19年4月1日開始事業年度、中小法人及び協同組合等においては平成25年4月1日開始事業年度において完全に廃止されることになる。

退職給与引当金の縮減・廃止のプロセス

事業年度	平成10.4.1 以後開始	平成11.4.1 以後開始	平成12.4.1 以後開始	平成13.4.1 以後開始	平成14.4.1 以後開始	平成15.4.1 以後開始
累積限度 割合	37%	33%	30%	27%	23%	20%



このように、法人税法において退職給与引当金が縮減され、ついには廃止さ

れるに至った背景には、(ア)退職給与引当金を利用する企業と利用しない企業との間で税負担のアンバランスが生じており、(イ)労働の流動性を抑制している可能性があり、(ウ)労働者の受給権を保全する観点からは外部拠出の年金制度の方が望ましく、退職給与引当金についてはさらに抑制することが適当であるという税制調査会の意見があった<sup>18)</sup>

確かに、国税庁の調査によると<sup>19)</sup>次表に示すように、法人の資本規模別の退職給与引当金の利用にはかなりのバラツキがある。資本金1,000千万円未満の中小法人においては、ほとんど利用されていない。これは、税制調査会の指摘するように、中小企業退職金共済制度などの外部拠出制度を利用しているケースが多いのかもしれない。また、退職金制度を設けるかどうかは任意であるので、中小企業には退職金制度そのものがないケースがあるのかもしれない。いずれにしろ、退職給与引当金の利用率は、資本金の規模が大きくなればなるほど高くなっているので、退職給与引当金が廃止されることによる影響は大企業ほど大きかったといえることができる。

資本規模別利用率

資本金区分	利用率
1,000万円未満	0.4%
1,000万円以上 1億円未満	6.9%
1億円以上 10億円未満	43.6%
10億円以上	61.8%

法人税法における退職給与引当金の縮減及び廃止による課税ベース拡大の影響は大きく、上述の国税庁の調査によると、次表のように、その縮減が始まった平成10年度の退職給与引当金を利用している法人は112,650社、残高は14兆30億円に達していたが、その後漸減している。

この退職給与引当金の縮減・廃止による平成13年度以降の税収増を、実効税率40%として単純計算すれば、実に5兆6千億円に達し、課税ベース拡大による税収の確保は十分にできたといえよう。周知のように、大会社や金融商品取引法適用会社は退職給付会計基準に準拠した会計処理を行わなければならない。その結果、これらの会社においては企業利益と課税所得との差異は拡大する傾向にある。また、退職給付会計基準の適用が求められない税法依存の強

## 退職給与引当金の利用と残高

年 度	利用法人数	利用割合	期末残高
平成9年度	社 112,252	% 4.6	億円 140,128
平成10年度	112,650	4.5	142,030
平成11年度	97,118	3.8	123,578
平成12年度	102,487	4.0	111,150
平成13年度	102,569	4.0	96,994

い中規模企業においては、退職給与引当金ないし退職給付引当金の設定を止める企業が増加するかもしれない。それは発生主義会計の後退を意味し、会計が有用な情報を提供することが困難になるばかりでなく、負債の網羅性に欠けた財務諸表に基づく利害調整（分配）が行われるリスクも否定できない。このように、退職給与引当金をはじめとする引当金の廃止等による課税ベース拡大が会計実務に与える影響は小さくない。

## 8. お わ り に

周知のように、わが国における課税所得計算は確定決算基準によって行われ、企業会計と税務会計とは独立した関係にありながらも、申告調整によって結び付いている。しかし、法人税法等の取扱いのなかには、企業会計において損金経理することを求めているものもある。その結果、とりわけ中小企業の会計実務においては、税法に依存する企業会計の税務会計化が進むことになる。

こうした状況のなかで課税ベース拡大の流れが加速すると、発生主義を基軸とした企業会計の実務が大きく影響を受け、その健全な発達を阻害することにもなりかねない。これを防止するためには、とりわけ中小企業会計基準の確立とその実務での定着が必要である。健全な会計のないところに、健全な企業経営は育たないといわれる。健全な会計の発展のためには、会計のトライアングル体制のなかで、企業会計は税務会計との適切な棲み分けをさらに模索する必要がある。

## 注

- 1) この基準の導入については、税法が企業会計に歩み寄ったという解釈もあるが、法人税法の課税所得計算を簡素化するためであり、特に企業会計との調整を目論んだ規定ではないという見解もある。武田昌輔「課税所得と企業利益－課税所得は企業会計と袂を分かつべきか－」、『産業経理』, 1995年10月, 2ページ, 参照。
- 2) 税法が損金経理を内容とする確定決算基準の適用を拡大して、企業会計上費用と認められない項目についてまで損金経理を要求することは妥当でないとの意見がある。『税法と企業会計との調整に関する意見書』(昭和41年10月17日)4(2)。
- 3) 『課税小委員会報告』平成8年10月, 第1章3.(1)。
- 4) 国税庁「平成19年度法人企業の実態8会社標本調査結果」によれば、連結子会社法人(6,130社)を除いた258万8,084社のうち、欠損法人は173万5,457社であり、欠損法人の割合は実に67.1%となっている。
- 5) 諸外国の税制改革における法人税率の引き下げの詳細については、大淵博義「課税所得概念と課税ベースの見直し－税務会計学から－」, 日本租税理論学会(編)『法人税改革の論点』, 谷沢書房, 1998年11月, 66-67ページ。
- 6) 武田隆二, 「法人課税の在り方」, 『税経通信』, 1997年2月, 19-20ページ, 参照。
- 7) 前掲論文, 18ページ, 参照。
- 8) 引当金と並んで発生主義の典型である減価償却に関しては、耐用年数の見直し, 残存価額の廃止(1円の備忘価額), 250%定率法の創設など, 損金計上の前転・所得の後転をもたらす税制改正も行われている。ただ, 建物については定額法だけが認められ, 定率法を選択することはできなくなった。建物の取得価額は一般的に高額であり, しかも耐用年数が長いことを考慮すれば, その損金計上の後転による課税ベース拡大が産業界に与える影響は少なくない。
- 9) 特別修繕引当金は廃止されたが, 特別修繕準備金を損金経理した場合には連結所得の金額の計算上損金算入することができる措置が講じられた(租税特別措置法第68条の58)。
- 10) 櫻井久勝, 神戸大学会計学研究室(編)『第6版会計学辞典』, 同文館出版, 2007年8月, 805頁, 参照。
- 11) 退職給与引当金制度の変遷については, 鈴木一水「退職給付会計基準と税務処理」, 『税務会計研究』第14号, 2003年9月, 83-110ページ, 参照。
- 12) 吉田和生「税制と退職給与引当金政策の分析」, 『産業経理』1995年10月, 78ページ。
- 13) 法人税法違反被告事件(昭和24年9月12日, 大阪地裁)では, 「退職に伴う給与金は現実に退職の際支給されるべきのものであって, 退職の確定, 退職給与金の確定の時をもって会社債務が発生するものと解すべきのものであり, …。」と述べられている。志場喜徳郎, 『法人税法I』, 日本評論新社, 1955年, 12月, 171-172ページ, 参照。

- 14) 吉牟田勲『退職金』, 税務経理協会, 1971年8月, 47ページ, 参照。
- 15) 特定預金等とは退職給与金の支出に充てるために特別に法人が所有する資産であり, (イ) 預金の金額, (ロ) 合同運用信託の金額, (ハ) 従業員を被保険者とする生命保険の保険料の払込金額で大蔵省令で定めるもの, (ニ) 国債証券または地方債証券の取得価額, (ホ) 社債券等の取得価額, (ヘ) 証券投資信託の受益証券の取得価額がそれに当たる。なお, 営業用の当座預金, 売買等を目的として所有する有価証券等は含まれない。
- 16) 1,000,000円を期間8年, 割引率8%で割り引けば, その現在価値は540,270円(54%)となる。また, 1,000,000円を期間12年, 割引率8%で割り引けば, その現在価値は397,113円(39%)になる。
- 17) 企業経営者協会「退職給与引当金制度の改正に関する意見書」, 昭和31年2月21日。
- 18) 平成8年度税制調査会法人課税小委員会報告第2章6(4)。
- 19) <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2001/menu/08.htm>。平成21年9月30日。